

木造 診断

柏市木造住宅 耐震診断費 補助金

柏市内の木造住宅を耐震診断する際の費用の一部を柏市が補助します



診1. 対象となる木造住宅

- 次のすべてに該当する柏市内の住宅
- ア 平成12年5月31日より前に着工した住宅※1である
 - イ 地上2階以下※2である
 - ウ 柱、梁等の構造部が木材※2である
 - エ 在来工法※3で建てられている
 - オ 一戸建ての住宅または併用住宅である
 - カ 併用住宅の場合は居住部分の面積が全体の1／2を超える

- ※1 平成12年6月1日以降に増築を行っている、かつ、増築部分とそれ以外の部分が一体となっている（同一棟増築）ものは対象外
- ※2 混構造、スキップフロアは対象外
- ※3 土台、柱、梁等を用いて組み立てる工法

診2. 補助対象者（申請者）

- 次のすべてに該当する方
- ア 前述の診1. の木造住宅を所有する方（共有の場合は共有者の委任が必要）
 - イ 柏市木造住宅耐震診断士※4に耐震診断を依頼する方

- ※4 「柏市木造住宅耐震診断士名簿」に登録されている診断士

診3. 耐震診断の内容

一般診断または精密診断

【一般診断】

目視や設計図書などに基づく診断

【精密診断】

壁内部の確認等も行う、より精密な診断

診4. 補助金の額・受付件数

【補助金の額】

耐震診断費の2／3（上限6万円）

・千円未満の端数は切り捨て

【受付件数】

20件

診5. 受付期間

令和5年5月8日（月）～12月25日（月）

診6. ご注意ください

耐震診断の契約前に補助金交付申請をしてください。

診7. お問い合わせ

【柏市 都市部 建築指導課】

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1145

木造 改修

柏市木造住宅 耐震改修費 補助金

柏市内の木造住宅を耐震改修する際の費用の一部を柏市が補助します



改 1. 対象となる木造住宅

- 次のすべてに該当する柏市内の住宅
- ア 平成12年5月31日より前に着工した住宅※5である
 - イ 地上2階以下※6である
 - ウ 柱、梁等の構造部が木材※6である
 - エ 在来工法※7で建てられている
 - オ 一戸建ての住宅または併用住宅である
 - カ 併用住宅の場合は居住部分の面積が全体の1／2を超える
 - キ 建築基準法の集団規定※8に違反していない
 - ク 耐震診断※9の結果が上部構造評点※10 1.0未満である
- ※5 平成12年6月1日以降に増築を行っている、かつ、増築部分とそれ以外の部分が一体となっている（同一棟増築）ものは対象外
- ※6 混構造、スキップフロアは対象外
- ※7 土台、柱、梁等を用いて組み立てる工法
- ※8 敷地の接道義務や用途、容積率、建ぺい率、高さ等の制限
- ※9 『木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）』（国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行）による一般診断または精密診断で、次のA～Cのいずれかが行ったものに限る

- A. 柏市木造住宅耐震診断士
- B. 一般財団法人日本建築防災協会主催の木造耐震診断資格者講習の課程を修了した者
- C. 千葉県既存建築物耐震診断・改修の講習会の課程を修了した者

※10 建築物の構造強度を示す指標のひとつ

上部構造評点	判 定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

改 2. 補助対象者（申請者）

次のすべてに該当する方

- ア 前述の改1. の木造住宅を所有する方（共有の場合は共有者の委任が必要）
- イ 市税を滞納していない方
- ウ 過去に耐震改修費補助金を交付されていない方（共有者も同じ）
- エ 改修後5年間は所有する予定の方
- オ 後述の改5. の設計者、工事監理者、施工者に耐震改修を依頼する方

改3．耐震改修の内容

上部構造評点 1.0 未満の木造住宅を 1.0 以上にするための工事

- ・リフォーム工事等は対象外です。

改4．補助対象となる耐震改修費

- ア 耐震改修設計費（設計費）
- イ 耐震改修工事監理費（監理費）
- ウ 耐震改修工事費（工事費）
- ・設計、工事監理、工事の 3つすべてを行う場合にのみ補助金が交付されます。

改5．設計者・工事監理者・施工者

【設計者・工事監理者】

柏市木造住宅耐震診断士※11に限る

【施工者】

次のいずれかに限る

- ア 柏市内に本店、支店または営業所を開設しているもので建設業法による許可を受けているもの
- イ 「柏市簡易修繕（宮繕）業務受注資格者登録簿」に載っているもの

※11 「柏市木造住宅耐震診断士名簿」に登録されている診断士

改6．補助金の額・受付件数

【補助金の額】

- ア 設計費の 1／3（上限 10 万円）
- イ 監理費・工事費合計の 1／3（上限 50 万円）
 - ・千円未満の端数は切り捨て

【受付件数】

10 件

改7．受付期間

令和 5 年 6 月 1 日（木）～11 月 30 日（木）

改8．ご注意ください

- ・耐震改修の契約前に補助金交付申請をしてください。
- ・耐震改修とリフォーム工事等を同時に行う場合は各々の経費を分けてください。
- ・増築を伴う耐震改修は補助対象外です。

改9．所得税の控除

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた居住の用に供する家屋について耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の一部がその年の所得税額から控除されます。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

【柏税務署】

〒277-8522 柏市あけぼの二丁目 1 番 30 号
電話 04-7146-2321

改10．固定資産税の減額

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所有する家屋の耐震改修を行った場合、固定資産税が減額されます。ただし、「地方税法施行規則附則第 7 条第 6 項の規定に基づく証明書」を、市の固定資産税を管轄する部署に提出する必要があります。詳しくは、財政部資産税課にお問い合わせください。

【柏市 財政部 資産税課】

電話 04-7167-1125

改11．お問い合わせ

【柏市 都市部 建築指導課】

〒277-8505 柏市柏五丁目 10 番 1 号
電話 04-7167-1145

【耐震診断の流れ】

補助金交付申請準備・申請手続	1	事前相談 建築指導課に交付要件を確認します。
	2	木造住宅耐震診断士の選定 柏市木造住宅耐震診断士名簿から診断士を選び耐震診断費見積書等の作成を依頼します。
	3	補助金交付申請【様式第1号】 【診断契約前】に建築指導課に交付申請をします（契約後の申請は不可）。
	4	補助金交付決定通知書の受理 建築指導課から【交付決定通知書】が発行されるので受け取ります。

契約・耐震診断実施	5	契約（書面による）・耐震診断実施 診断士と契約します。
	6	耐震診断結果報告書等の受理 診断完了後に診断士から耐震診断に関する書類一式を受け取ります。
	7	報酬の支払い・領収書の受理 診断士に耐震診断費を支払います。

耐震診断結果報告・補助金交付請求	8	実績報告【様式第5号】 建築指導課に実績報告書一式を提出します。締切は【3月15日】です。
	9	補助金確定通知書の受理 建築指導課から【確定通知書】が発行されるので受け取ります。
	10	補助金交付請求【様式第7号】 補助金の振込口座を指定し建築指導課に交付請求します。
	11	補助金の受領 柏市から振込口座に補助金が振り込まれます。 《終了》

★完了した手続きの□に✓する

ことで進捗を確認できます。

★各様式は柏市Webサイトで

取得できます。



【耐震改修の流れ】

補助金交付申請準備・申請手続	1	事前相談 建築指導課に交付要件を確認します。
	2	木造住宅耐震診断士の選定 柏市木造住宅耐震診断士名簿から診断士を選び耐震改修費見積書等の作成を依頼します。
	3	補助金交付申請【様式第1号】 【改修契約前】に建築指導課に交付申請をします（契約後の申請は不可）。
	4	補助金交付決定通知書の受理 建築指導課から【交付決定通知書】が発行されるので受け取ります。

契約・耐震改修実施	5	契約（書面による）・耐震改修実施 診断士・施工者と契約します。
	6	立会い検査申請【様式第7号】 工事完了前に建築指導課に立会い検査を申し込みます。
	7	工事監理報告書等の受理 工事完了後に診断士から耐震改修に関する書類一式を受け取ります。
	8	報酬の支払い・領収書の受理 診断士・施工者に耐震改修費（設計費・監理費・工事費）を支払います。

耐震改修完了報告・補助金交付請求	9	実績報告【様式第9号】 建築指導課に実績報告書一式を提出します。締切は【2月15日】です。
	10	補助金確定通知書の受理 建築指導課から【確定通知書】が発行されるので受け取ります。
	11	補助金交付請求【様式第11号】 補助金の振込口座を指定し建築指導課に交付請求します。
	12	補助金の受領 柏市から振込口座に補助金が振り込まれます。 《終了》